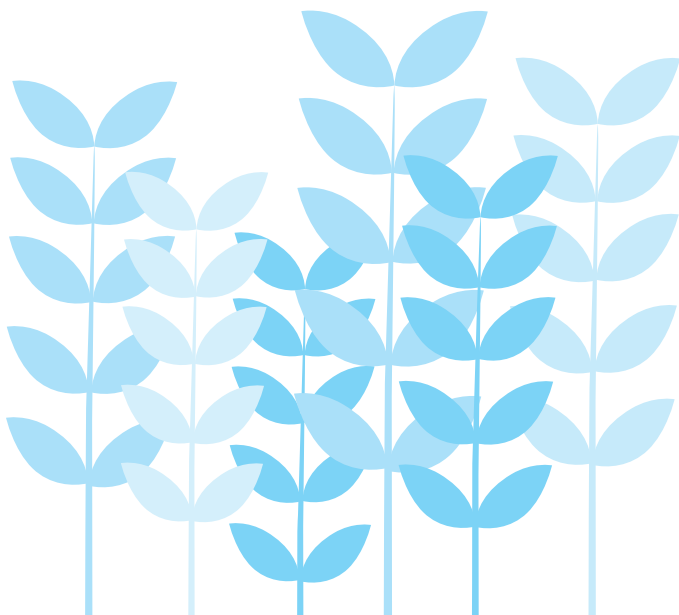


第1章 子ども保健序論

この章では、子どもの健康にかかわる全般的なことを学ぶ。子どもの特徴は「発育（成長）、発達し続けている」ことが、成人との大きな違いである。発育・発達途上の時期の健康状態は変化し続けることや遺伝による親譲りの体質により一人ひとり違うこと（個性）や幅があることを知ることが大切である。「心身ともに健康」とよく言うが、本当に健康とはどんなことであろうか。それは「病気でないこと」と言うほど簡単ではない。



1.

子どもの保健・子どもの保健学の概念

子どもが子どもらしく、心身ともに健全な生活ができるようにするための実際的な活動が子どもの保健で、効率よく実践できる方策を考えるのが子どもの保健学である。

表1 児童憲章 (昭和26年5月5日)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は人として尊ばれる。

児童は社会の一員として重んぜられる。

児童はよい環境のなかで育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。



子どもたちの健康を守り、維持するために、病気になっている子どもの病気の原因を明らかにし、診断、治療する——すなわち、医療行為を担当するのが「小児科学」で、子どもの健康を守り増進することを目的としたのが「子ども保健学」である。お互いに重なり合う部分があるが、子どもの健康にかかわる2本柱の1つである。

1924年（大正13年）、国際連盟は「児童の権利宣言」を採択したが、日本では第二次世界大戦後の1951年（昭和26年）、やっと、子どもの人格を認め、遅ればせながら児童憲章が制定された（表1）。その中に、児童は人として尊ばれる、という表現があるように、当時、子どもは大人のお供で『子供』であったのが、子どもは大人のお供でなく、「社会の一員であるとして重んじられる」独立した人格者であることから、ここでは、子供でなく『子ども』と書くことにした。子どもは心身ともに健康であるために、良い環境で育てられ、その生活が保障される、と記されている。大人社会はこの条文を知って、子ども社会にどのような役割を果たすべきか、考えてほしい。

これから学ぶのは、子ども保健の現状と今後の方向、さらに外国との比較も一部知ってほしい。

A. 子どもの保健

WHO（World Health Organization：世界保健機構）は、健康を「単に病気や虚弱でないというだけでなく、身体的、精神的および社会的にも完全に良好な状態」と定義した。子ども保健の役割は、子どもの身体、精神（心）だけでなく社会的にも健康な状態とした。子どもをめぐる家庭内・外の心身に影響を与える環境にも注目し、健全な状態をつくり、維持、増進するための活動を行うことで、子どもの心身の健全な発育・発達を推進することが目標である。文中にたびたび、発

育(成長) growth、発達 developmentという表現が出てくるが、発育は身体などが時間の経過に伴って大きくなっていくこと、発達は機能的に成熟していく過程を表現しているが、お互いの関連が密接であるために区別が困難なことがあり、発育・発達として使われることが多い(第2章参照)。

子ども保健は、今日では胎児期、すなわちお母さんのおなかの中にいる胎児(出生前)から、思春期に至る子どもを対象に幅広い役割を担っている。

B. 「子ども」についての考え方ー子どもの特徴ー

「子ども」を大人、地域、国がどのように考えているかは異なるが、わが国では、児童憲章や1989年(平成元年)に制定された「子どもの権利に関する条約」により、子どもとして守られるいる。しかし、女性の社会進出、高齢化・少産少子化社会、核家族、育児不安、教育への価値観の変化など、社会環境の大きな変化によって、子どもたちが良い環境に置かれている、と評価するためには、児童虐待、いじめ、不登校、学級崩壊、児童ポルノ、メルトモなど心に伴うさまざまな事件や問題が多くあり過ぎる。

子どもの特徴は、一言で述べると「すべてが発育・発達途上にある」状態で、身長も体重も増加し続け、精神的・知的能力も向上し続けている。これらが心身の状態、環境条件によって遅れたり、停止したりすることは大きな異常である。

それらの発育・発達は子ども個人個人に特有で、例えば、未熟児で出生した子は、身長や体重が平均値より明らかに低値であっても、順調に増加を続けているときは正常発達をしているので、「平均値でないから異常」ということではない。平均値は発達の方向を示しているが、正常値を示しているものでなく、子どもは個人個人で特有の発達をすることを理解しておくことが大切である。

